

トップランナー方式等業務の民間委託化に向けた見直しに係る庁内検討会議の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新やお改革プラン実行計画の取り組みのひとつである「トップランナー方式及び地方行政サービス改革の取り組み対象業務等の運営手法の見直し」を行うための庁内検討会議（以下「タスクフォース」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び運営)

第2条 タスクフォースは、座長、副座長及び委員により構成し、随時開催する。

- 2 タスクフォースの座長、副座長は、八尾市副市長事務分担規則（昭和52年八尾市規則第50号）第2条に掲げる順序により充てる。
- 3 タスクフォースの委員は、別表1のとおりとする。
- 4 タスクフォースの庶務は、政策企画部行政改革課において処理する。

(分科会)

第3条 タスクフォースに分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、タスクフォースにて更なる調査及び審議が必要な場合に設置する。
- 3 分科会は、タスクフォースに属する委員のうちから、前項の目的を達成するため、その都度、組織する。
- 4 分科会にリーダーを置き、座長の指名により決定する。
- 5 リーダーは、分科会の会議を招集し、これを主宰する。
- 6 リーダーは、必要があると認めるときは、タスクフォースの内容に関係のある者から、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 分科会の庶務は、リーダーの所管部局において処理する。

(学識者等)

第4条 座長またはリーダー（以下「座長等」という。）は、行政経営アドバイザー他学識経験を有する者（以下「学識者等」という。）から意見を求めるために、学識者等をタスクフォースまたは分科会（以下「タスクフォース等」という。）の会議に出席させることができる。

- 2 前項の規定により出席した学識者等に謝礼を支払うものとし、その額は会議1回につき21,000円とする。但し、当該会議へ出席するについて本市から報酬または報償が別に支払われている学識者等については、その限りではない。
- 3 座長等は、タスクフォース等の会議あるいはその事前事後において、必要と認めるときは、書面又は電磁的方法により、学識者等から意見を聞くことができる。この場合、前項の規定を準用する。

(解散)

第5条 タスクフォース及び分科会は、実施に至った場合のほか、当初の目的を達成した場合に解散する。

(公開等)

第6条 タスクフォース及び分科会は、意思形成過程となるため、非公開とする。但し、前条の規定により解散した後は、会議要旨及び第4条第1項の規定に定める学識者等の氏名について公開することができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び第3条第6項に定める関係者並びに第4条第1項に定める学識者等は、会議を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 本要綱に定めなき事項については、タスクフォース及び分科会において協議の上、座長及びリーダーが定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

別表1(第2条第3項関係)

政策企画部長
総務部長
人事担当部長
財政部長
こども未来部長
環境担当部長
都市整備部長
教育総務部長
学校教育部長
政策企画部次長
行政改革課長
人事課長
職員課長
こども施設課長
環境事業課長
環境施設課長
土木管理事務所長
総務人事課長